

肥前多久「御屋形日記」の中の石炭記事(四)

細川, 章
多久市立図書館

<https://doi.org/10.15017/13681>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 10, pp.156-158, 1979-03-03. エネルギー史研究会
バージョン :
権利関係 :

肥前多久「御屋形日記」の中の石炭記事(四)

細川章

今回は寛政八年(一七九六)の「御小物成方役所控」の記事を紹介したい。この年代までの「御屋形日記」「役所日記」には適当なものがなかったし、「御小物成方役所控」は以前も、本誌七号に補助文書として引用しており、確実な史料であるので、今後も「日記」類と同様に扱っていきたいと思う。

(14) 奉願口上覚

四下・狩谷・せごら坂三所之石炭五ヶ年限ニベ、我々堀方被仰付ヒ下度、奉願候、右於被差免者、毎歳御運上銭拾壹貫目ツ、相納可申候、尤、堀方ニ付仕与之義者別紙之通、相整可申、左候て、年限内之義者、縦、石炭出方相尽候ても、御運上之義者、我々居宅其外、持下地ホ、支配ホを以も無疎様、相納可申候条、被差免ヒ下候様、御筋々宜御執成奉願候 以上
辰(寛政八年)七月廿八日

大塚三五兵衛殿
中尾支右エ門殿
原 十郎殿

重満 善之進
松永 七右エ門
大川内 太平
岩松 孫右エ門
西山 元右エ門

石炭堀方仕組

一 ほり子拾人位相部可申候

右者兼田畠之作ホ不仕、松炭杯をやき、うどん、そば杯を売、渡世仕候者を部可申候

一 運送馬者、何疋何某馬と定、右之外一向運送不仕、相調可申候

右之外、御家中自分之焼方ニ調達仕候者候者、可相渡候、尤、運送之義者、定之馬外自然御私領外持運候を見当候ハ、相咎メ候様被仰付度候

一 炭掘場所へ風俗悪敷者共、一向不参様ニ者立入心遣仕義ニ御座候、自然雑之義も御座候ハ、御聞合之上、我々越度ニ可被仰付候

一 狩谷井之義者、作道ホを運送馬致往來候得共、村方及迷惑候由承候得者、四下・せごら坂を堀方本と仕可申、尤、狩谷も無拠ほり不申候て不叶差立運送馬者、小侍往還筋を致通路候様可相整候

右之者ニてほり方之義、仕組相整可申候 以上

七月廿八日

右之通相願候末、限十二月十一日ヒ差免候之段と相達候事

石炭運上銭拾壹匁納方割

一 錢三貫五百目 三月中 限

一 同式貫五百目 八月中 限

一 同 五貫目 十一月中 限

一 右掘方出方二付、印鑑・板札亦左之者共へ相渡候事

馬牽

南里吉郎兵衛手男 幸助

志田庄兵衛右同 竹工門

松尾徳兵衛右同 源藏

馬散使部兵右同 岩右工門

右本札馬

南里新五兵衛馬牽 喜十

百崎勘右工門 右同 弥三次

本主 近工門

右同 権八

右下馬牽 清次兵衛 平次郎

右之元請手馬往来氣遣之ため相立置候事

四下石炭山掘子

菜や原 徳右工門

四下 三工門

四下 萬吉

四下 喜平

多久原 助右工門

五人

狩各山掘子

狩谷 伝藏

同所 六右工門

式人

以上

右の史料⁽¹⁴⁾は寛政八年七月廿八日の「四下・はばら坂・狩谷」の石炭坑採掘願いである。「四下」「狩谷」は既に前回と前々回に出てきた地名であるが、「はばら坂」の採掘は初出である。場所は小侍の現国道二〇三号線より北目添いの旧唐津往還の道筋にあたっており、唐津往還は太閤道とも称し、ここで秀吉が腹痛を起したので腹巻をしたことからこの地名が出たと伝えられている（「丹邱邑誌」巻之五）。つまり村名からいけば四下が旧多久原村、狩谷が旧高木川内村、はばら坂は旧小侍村の内である。

ここで初めて、小規模ながら、石炭掘方仕与（組）について記載されており、運上銭の仕払についても詳しい。五カ年の年限で採掘を願っているが、年限内に石炭が出なくなっても運上銭についてはこれを納める旨申し出ている。一年間の運上銭十一貫目は三・八・十一月の三回に分けて納めるのである。掘子については炭焼やうどん・そば

などを売って生計をたてて、農業に支障のないものをあてる事にしてゐる。四下では五名、狩谷には二名の掘子の名がみえる。採掘した石炭は馬背で運搬し、これに従事する者は定められたものに限られる。狩谷での採掘については、運炭馬の通行で村方に迷惑をかけるようなことがあれば、四下・はばら坂の方を主に採掘し、そこでは掘りやめることとし、小侍往還（唐津往還の一部）を通行することにしてゐる。そのほか採炭場所へ風俗悪しき者が入込まぬよう気をつけるとしている。

この石炭採掘の願は許されて、採掘を続けたらしいが、翌寛政九年になると採掘が困難であることを縷々として述べてゐる。長文の史料であるので次回に譲ることとする。

福岡藩石炭史料抜粹 (I)

安川 巖

嘉永元年八月

水戸殿ヨリ国産之焼石所望申来

焼石・生石共目方老貫目宛追々差廻

(福岡藩綱領 卷五)

安政二年六月十日

幕府エ石炭買上之儀、留守居ヨリ相願、裏判役毛利太治右衛門出府

焚石百斤ニ付、銀六匁八分四厘五毛

(福岡藩綱領 卷八)

(安政二年)

去冬頃江戸廻り并伊豆国下田廻しニ若松表々生マ石廻船数艘ニ而積廻しニ相成ル。右石より油取ル仕様有之由。又ハ異国船へ御渡シニ相成可申哉、末々許ならず候得とも夥敷御積過しニ相成申候。

(見聞略記 卷之二)

覚

亜米利加連搬船壹艘、石火矢三挺有之分、当地商人入来屋重平と申もの買入仕候。右船此節美濃守方以買上申候。勿論右之趣は江戸表以申上儀ニ御座候。此段御届仕候 以上

(黒田長溥)
松平美濃守 内

(二七〇頁へつづく)